

令和6年度次世代事業創出デザイン支援事業【生成AI等開発枠】

委託業務に係るプロポーザル募集要項

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所（以下、「産技総研」という。）では、次世代事業創出デザイン支援事業（以下、「本事業」という。）により、ロボット等が活躍する次世代社会の実現を促進するため、新ビジネス・新サービス・製品開発を商品コンセプトづくりから試作開発まで一連の開発を総合支援する事業を実施しています。

近年は目覚ましい環境の変化の中、人工知能（AI）技術は急速に進化し、産業界に大きな変革をもたらすとともに、生成AI等の導入による業態変化への対応が迫られています。

そこで、県内中小企業が生産性の向上や省人化などの課題に生成AI等を活用する開発プロジェクトに対し、本事業【生成AI等活用開発枠】を設け、産技総研が「開発支援プロジェクト」として総合支援をすることで、次世代社会の実現にむけた新製品の開発や、新ビジネス・新サービスの創出を促進します。

1 募集内容

本事業では、県内中小企業が生成AI等を活用して臨む開発プロジェクトを対象に、新ビジネス・新サービス、新製品開発の創出を推進できる、生成AIやデザイン等の専門家（以下「専門家」という。）をプロジェクトの構成員に加え、産技総研が事業性を高める総合支援を実施します。

その実施にあたり、産技総研は支援効果が高い開発プロジェクトに対し、支援対象企業となる代表企業（以下、「代表企業」という。）に開発支援プロジェクトとして委託します。

産技総研の総合支援を必要とする、新製品開発、新ビジネス・新サービスの創出に繋がる「企画提案書」を募集します。

2 支援概要・採択件数

概要	採択件数
新事業創出につながる総合支援（開発経費の一部・伴走支援） ＜業務委託費 1000万円以内＞ ※プロポーザルの事業計画に、デザイン開発を含む場合は、 上記業務委託費にデザイン開発費を200万円加算できる。	1件程度

3 募集期間

【支援テーマ（参加意思表明書）募集】

令和6年7月11日（木）～ 令和6年7月26日（金）

【企画提案（プロポーザル）募集】

令和6年7月29日（月）～ 令和6年8月22日（木）

4 参加資格

神奈川県内に事業所を有する中小企業者（中小企業支援法（昭和38年法律第147

号) 第2条に該当する中小企業者) であり、生成AIやデザイン等の専門家(以下「専門家」という。)を構成員に含むグループで、産技総研の総合支援を受けることにより、令和6年度末までに生成AI等を活用し生産性の向上や省人化に寄与するロボット等の製品化や、製品化に向けた試作品の完成、又は、新ビジネス・新サービスの開発を行い実装又は試作モデルを完成することができる者(以下、「支援候補者」という。)であり、次に掲げる全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4に該当しない者であること。
- (2) 神奈川県の名指停止期間中の者でないこと。

5 事業の内容

本事業において、次に掲げる総合支援を行います。

(1) 経費支援

本事業の開発を推進するための経費の全部または一部を、産技総研が負担します。

ア 対象経費

生成AI等活用の推進に必要な開発費等の経費を上限1,000万円以内とし、対象経費の詳細は「対象経費一覧表(別表1)」に定める範囲内とします。

※アの規定による経費の他、デザイン委託開発費を計上する場合は、200万円を上限に加算することができます。

イ 経費対象期間

支援開始年度3月17日(月)までに原則として納品等及び支払いが完了しているものとします。

ウ 採択額

提出された応募書類や予算総額等を踏まえて産技総研が調整を行い決定します。(申請額での採択を保証するものではありません。)

エ 経費の支払い

提出された応募書類や予算総額等を踏まえて、産技総研が調整を行い決定することとします。

プロジェクト終了後、産技総研が証拠書類等により内容を確認し、採択額を上限に代表企業に支払うこととする。代表企業は構成員に適切に分配すること。

(2) プロジェクトの伴走支援

産技総研は本事業の開発を推進するため、以下の伴走支援を適宜実施します。

ア 生成AI・デザイン等の専門家マッチング支援

イ 新ビジネス・新サービス、新商品開発の創出に係るデザイン支援

ウ プロジェクトに必要なメンター活用支援

エ 知財戦略コンサルティング支援

オ 試作支援

- カ 技術連携支援
- キ 販路開拓支援
- ク その他、産技総研理事長（以下、「理事長」という。）が必要と認める支援
- ケ 総合支援期間は支援開始年度内とする。

6 スケジュール

本事業は、以下のスケジュールにより実施します。

- (1) 参加意思表明書の受付 令和6年7月26日(金) 17時15分まで(必着)
- (2) 質問書の受付 令和6年7月26日(金) 17時15分まで(必着)
- (3) 質問書に対する回答 令和6年7月31日(水) (予定)
- (4) 企画提案書の受付 令和6年8月22日(木) 17時15分まで(必着)
- (5) プロポーザル審査会 令和6年8月下旬(予定)
- (6) 採択結果の通知 令和6年9月中旬(予定)
- (7) 産技総研契約内容協議 令和6年9月下旬(予定)
- (8) プロジェクトの進行 契約締結完了後～令和7年3月17日(月)
- (9) 成果発表会の開催 令和7年3月中旬(予定)

7 参加手続き

(1) 参加意思表明書及び企画提案書等の様式の入手

必要な様式は、産技総研ホームページよりダウンロードしてください。

関連ページ：次世代事業創出デザイン支援事業

https://biz.kistec.jp/sup_comm/next_design/ai/

(2) 参加意思表明書等の提出

代表企業は、必ず参加意思表明書（様式1）、参加要件確認書（様式2）、事業概要資料（パンフレット等（任意））を提出してください。

参加意思表明書等の提出がない者の参加は認められません。

- ア 提出書類 参加意思表明書（様式1）、参加要件確認書（様式2）、事業概要資料
- イ 提出期限 令和6年7月26日（金）17時15分まで（必着）
- ウ 提出方法 郵送又はE-mail
- エ 提出先 〒243-0435 海老名市下今泉 705-1
地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
事業化支援部支援企画課
E-mail rep-design@kistec.jp

(3) 質問の受付及び回答

企画提案書の作成等に関する質問がある場合には、質問書を提出してください。質問に対する回答は、全ての参加意思表明書の提出者に対して、電子メールにて行います。

- ア 提出書類 質問書（任意様式）
イ 提出期限 令和6年7月26日（金）17時15分まで（必着）
ウ 提出方法 E-mail rep-design@kistec.jp
※件名に 『質問書：令和6年度次世代事業創出デザイン支援事業【生成AI等開発枠】』と明記してください。
エ 提出先 事業化支援部支援企画課
オ 回答日 令和6年7月31日（水）（予定）

(4) 資格要件の認定

産技総研は、提出された参加意思表明書等について資格要件をチェックし、資格要件を満たす案件を「支援候補」として認定します。

(5) 専門家へのマッチング

産技総研は、必要に応じて参加要件確認書に記載の「プロジェクトの概要」に合致する専門家のマッチングを行います。

(6) 専門家からの「支援候補マッチング希望」

産技総研は、必要に応じて「専門家」に対し「支援候補マッチング希望」を募ります。

(7) マッチングの実施

産技総研は、必要に応じて「支援候補者」と「専門家」の個別マッチングを実施します。

(8) 企画提案書等の提出

企画提案書作成要領を確認の上、次の書類と併せて提出してください。

ア 提出書類

- ① 企画提案書（様式3、様式3-2、様式4、様式5）
- ② 見積書（内訳明細を含む。任意様式）
 - i 宛名及び発行（提出）日を必ず記載してください。
 - ii 宛名は、「地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所 理事長」としてください。
 - iii 選定にあたっては、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額によるので、提案書を提出する方は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載してください。なお、記載された見積額に当該見積額の10%に相当する金額を加算した金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた後に得られる金額により提案があったものとします。
 - iv 法人名、住所、代表者（役職、氏名。押印不要）、本件責任者及び担当者（氏名、連絡先）を記載してください
- ③ 直近2年分の決算書（写し）

※設立2年未満の場合は、経過年分の決算書及び直近月の合計残高試算表
- ④ 申請日から3か月以内に発行された法人登記事項証明書（写し）

イ 提出部数

①～③：5部（1部のみ正本とし、残りは複写で可とします。）

③：1部

ウ 提出期限 令和6年8月22日（木）17時15分まで（必着）

エ 提出方法 郵送又はE-mail

（E-mailの場合でも、提出書類の郵送が必要です。）

オ 提出先 〒243-0435 海老名市下今泉 705-1

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所

事業化支援部支援企画課

E-mail rep-design@kistec.jp

※ E-mailの場合は、提出書類一式を1ファイルにまとめたうえで、ファイルサイズを10MB以下にして送信してください。また、E-mailでの提出であっても、提出書類一式について、イに定める提出部数を令和6年8月22日（木）17時15分まで（必着）に郵送してください。

※ 応募書類の分割提出はできません。

8 選定方法

(1) 選定方法

- ア 別表の評価基準に基づき、外部委員等で構成するプロポーザル審査会による審査を行い、審査員の合計得点の平均点（少数第2位以下を四捨五入）が高い企画提案書を開発支援プロジェクトとして選定します。
- イ 審査委員の合計得点の平均点が60点未満の企画提案書については、順位のいかに関わらず自動的に不採択とします。
- ウ 審査は企画提案書及び提案者によるプレゼンテーションにて行います。
- エ 審査会開催日は、令和6年8月下旬を予定しています。詳細は決定次第、様式1に記載の連絡先に連絡します。
- オ プレゼンテーションにおける各社持ち時間は、「提案内容の説明15分、質疑応答15分（計30分）を予定しています。
- カ 説明方法については、企画提案書の内容に沿って説明していただき、その後、審査委員からの質疑を行います。パワーポイント等のプレゼンツールの使用可能です。なお、企画提案書以外の資料を配付することは不可とします。
- キ 応募者多数の場合は提出書類に基づく予備審査を実施し、予備審査の通過者のみを本審査の対象とします。

(2) 評価基準

「評価基準を参照（別表2）」してください。

(3) 参加が無効となる場合

参加意思表明書及び企画提案書が次の項目に該当する場合には、参加を無効とする場合があります。

- ア 提出期限、提出先及び提出方法が適合しないもの。

- イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ウ 虚偽の内容が記載されているもの。

(4) 選定結果の通知

令和6年9月中旬まで（予定）に通知します。

9 業務委託の契約手続

次のとおり、業務委託の契約手続を行います。

- (1) 選定された代表企業は、産技総研と別途協議を行い、協議が整った場合には、契約締結となります。
- (2) 契約の際に提案内容を一部変更することがあります。
- (3) 選定された提案者との協議が整わない場合は、次点の代表企業と、同様の契約手続を行います。
- (4) 代表企業、構成員を含むプロジェクトメンバーの役割分担に関する協定等を提出のうえ、産技総研と代表企業の間で、令和7年3月17日（月）を終期とするプロジェクトの成果を定めた単年度委託契約を締結します。

10 委託事業費の対象となる経費の取扱い

- (1) 委託事業の対象となる経費（以下「委託事業費」という。）は、プロジェクトの推進に必要な経費のうち、「対象経費一覧表（別表1）」のとおりとします。
- (2) 委託事業費は、委託事業終了後、発注者が指定する職員による検査を経た後に、委託契約額を上限に、代表企業に支払います。代表企業はプロジェクトメンバーに委託事業費を適切に分配してください。
- (3) プロジェクトの進捗状況に応じて、委託契約の変更や、委託事業費を減額することを行うことがあります。
- (4) 採択プロジェクトの内容や、あらかじめ届け出た委託事業費の用途を変更する（ただし、対象経費項目の20%以内の軽微な変更を除く）ときは、あらかじめ委託事業変更承認申請書を発注者に提出し、承認を受ける必要があります。
- (5) 次のいずれかに該当する場合は、委託契約の全部もしくは一部を解除します。
 - ア 委託契約に基づく発注者の指示に違反した場合。
 - イ 天災その他不可抗力の原因によらないで、完了期限までに委託事業を完了しないとき又は完了期限までに委託事業を完了する見込みがないと発注者が認めたとき。
 - ウ 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な委託事業については、その許可等が取消し、又は抹消されたとき。
 - エ 受注者が正当な事由なく解約を申し出たとき。
 - オ 本契約の履行に関し、受注者並びにその使用人等に不正の行為があった

とき。

カ 前各号に定めるもののほか、受注者が委託契約の規定に違反したとき。

10 委託成果の取り扱い

本委託業務の実施により製作した製品・ロボット等の所有権は、プロジェクトメンバーに帰属することとする。

11 知的財産権の取扱い

- (1) 本委託事業において構成員が成した知的財産権（知的財産権とは発明、考案及び意匠、商標に関連するネーミング、ロゴ・シンボルマーク、著作物の創作及びノウハウの創出による成果物をいう。知的財産権には発明、考案、意匠及び商標の各々特許、実用新案登録、意匠登録を受ける権利及び商標登録出願を行なう権利（商標登録出願により生じた権利）を含む。以下「本知的財産権」という。）は、原則として構成員に帰属する。
- (2) 受託支援企業が本知的財産権を使用した商品化を実施するために、本知的財産権の譲渡、実施許諾等が必要となった場合は、受託支援企業と構成員等及び産技総研は対価の支払い等について別途協議して契約により定めるものとする。
- (3) 受託支援企業は、次に掲げる規定を遵守しなければならない。
 - ア 本知的財産権のうち意匠等の産業財産権の出願を行う場合は、事前に支援対象者及び産技総研理事長（以下、「理事長」という。）と協議すること。
 - イ 公共の利益のために特に必要がある場合には、本知的財産権の使用を無償で理事長に許諾すること。
 - ウ 本知的財産権を正当な理由なく相当期間活用していない場合は、理事長の要請に応じて、本知的財産権の使用を第三者に許諾すること。
 - エ 本知的財産権を第三者に譲渡ないし専用実施権を設定する場合、若しくは実施許諾を行う場合は、理事長の事前承認を受けること。
 - オ ア～エのいずれかを満たしておらず、かつ正当な理由が無いと理事長が認める場合は、本知的財産権のうち、理事長が指定した知的財産権を産技総研に無償で譲渡すること。

12 応募に関する注意事項

- (1) 支援候補者は代表企業のほか、1社以上の専門家を構成員に加えること。
- (2) 支援候補者より専門家のマッチングを希望する場合は、プロジェクトの概要について、産技総研ホームページ等で公表します。

※マッチングの流れについて

専門家が事務局に提出する支援候補マッチング希望申出書をご覧ください、その中から面談先を決めていただきます。（複数社との面談も可。面談時に守秘義務契約を締結していただきます。事務局も同席します。）

- (3) 企画提案書を作成するにあたっては、専門家を含む構成員と協議してください。なお、プロポーザル審査会には、必要に応じて専門家も出席することができます。
- (4) 産技総研が支援期間内に開発支援プロジェクトの進捗に応じて実施するメンター活用支援についての専門家の費用については、別途産技総研が謝金として専門家に支払います。
- (5) 本事業の実施において支援候補者は、必要な場合、専門家と秘密保持契約を締結することができます。
- (6) 成果の報告
本事業の事業効果を測るため、本事業を通じて開発した製品・システムの活用状況、販売・売上実績を、事業終了後5年間、産技総研に報告していただきます。
- (7) 成果の活用
本委託事業の成果物を、神奈川県及び産技総研の施策説明・PR等は無償で使用できるものとする。
- (8) 役員等経営に関与する者に暴力団員が含まれている場合は、支援候補者に認定しません。仮に、支援決定後に判明した場合は、支援決定を取り消します。

13 提出先・問い合わせ先

〒243-0435 神奈川県海老名市下今泉705-1

地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所
事業化支援部支援企画課

TEL 046-236-1500 (代表)

電子メール rep-design@kistec.jp